

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

本巢市長

公表日

令和3年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。</p> <p>なお、番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>また、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に関する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、情報の照会と提供を行う。また、新型コロナウイルスワクチンの接種履歴について管理する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、総合行政情報システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム、予防接種健康被害調査委員会、総合行政情報システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10.93の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、17、18、19、115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康福祉部参事兼健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巣市健康福祉部健康増進課 住所：岐阜県本巣市下真桑1199番地1 電話番号：058-320-0153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巣市健康福祉部健康増進課 住所：岐阜県本巣市下真桑1199番地1 電話番号：058-320-0153

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月22日	I-1-②事務の概要	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち、政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告等を行っている。 なお、番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給に関する事務に個人番号を用いる。	予防接種法に基づき、予防接種の実施、給付の支給に関する事務を行っている。 なお、番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。	事後	
平成28年8月22日	I-1-②事務の概要	②予防接種の実施の指示③予防接種の実施に必要な協力④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に関する応答⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答	②給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に関する応答④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答	事後	
平成28年8月22日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム	事後	
平成28年8月22日	I-2特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル、統合宛名ファイル	健康管理システム、予防接種健康被害調査委員会	事後	
平成28年8月22日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番17,18,19	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、17,18,19	事後	
平成28年8月22日	I-5-②所属長	健康福祉部健康増進課長 新村 津代子	健康福祉部健康増進課長 山田 典子	事後	
平成28年8月22日	II-1-いつの時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年8月22日	II-2-いつの時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	健康福祉部健康増進課長 山田 典子	健康福祉部健康増進課長 佐々木 千恵美	事後	
平成29年5月31日	I-1-③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、総合行政情報システム	事後	
平成29年5月31日	I-2特定個人情報ファイル名	健康管理システム、予防接種健康被害調査委員会	健康管理システム、予防接種健康被害調査委員会、総合行政情報システム	事後	
平成29年5月31日	II-1-評価対象の事務の対象人数は几人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年5月31日	II-1-いつの時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年5月31日	II-2-いつの時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I-1-②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>なお、番号法においては、別表第一項目N0.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>また、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に関する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</p> <p>他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p>	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、予診票の発行、予防接種履歴の管理、給付の支給、実費の徴収に関する事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施 ②給付の支給 ③実費の徴収</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和1年6月1日	I-7請求先	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部健康増進課 住所:本巢市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153	事後	
令和1年6月1日	I-8連絡先	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部健康増進課 住所:本巢市下真桑1199番地1 電話番号:058-320-0153	事後	
令和2年4月23日	I-1-②事務の概要	<p>なお、番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に間s差する事務に個人番号を用いる。</p>	<p>なお、番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人情報を用いる。</p>	事後	
令和2年4月23日	II-1いつの時点の係数か	平成29年5月31日時点	令和2年4月23日時点	事後	
令和3年2月8日	評価書名	予防接種法に関する事務	予防接種に関する事務	事前	
令和3年2月8日	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	<p>本巢市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	<p>本巢市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月8日	I-1-②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>なお、番号法においては、別表第一項目N 0,10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>また、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に関する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</p> <p>他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p>	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、給付の支給に関する事務を行っている。</p> <p>なお、番号法においては、別表第一項目N 0,10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>また、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に関する応答 ③給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</p> <p>他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p>	事前	
令和3年2月8日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10	番号法第9条第1項、別表第一項番10、93の2	事前	
令和3年2月8日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、17、18、19	番号法第19条第7号、別表第二項番16の2、17、18、19、115の2	事前	
令和3年2月8日	II-1いつの時点の係数か	令和2年4月23日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年2月8日	II-2いつの時点の係数か	平成29年5月31日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年3月9日	I-1-①事務の名称	予防接種法に関する事務	予防接種に関する事務	事前	
令和3年3月9日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、総合行政情報システム、中間サーバー	健康管理システム、総合行政情報システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事前	

